

早稲田大学創立125周年記念シンポジウム（早稲田大学小野記念講堂）
～ 地域自立とマニフェスト「闘う議長座談会」2007・11・5 ～



片木淳先生（早稲田大学大学院教授）

ご紹介預かりました公共経営研究科の片木です。北川先生の基調講演の中にもありましたように、今年改めて第二期の地方分権改革を進めるなかで、先般、分権改革推進委員会が発足しました。地方団体を地方政府と捉えるということで、立法権を非常に重要視しています。自治立法権をもった完全な地方政府として、どのように改革をしていけばよいかということを今年5月30日の基本的考え方のなかで示したわけです。結論はこれから検討されるので先になります、とても重要な局面にあります。

そこで、それを担うのは立法権ということで地方議会になりますが、これまで議会は執行部の追認機関に過ぎないではないかという強い批判が第1次分権改革以前からありました。それが、全国三議長会からいろいろ提言されて、地方分権改革第一陣として地方制度調査会の方針を踏まえて地方自治法の改正もなされました。なんとといっても、地方議会自らの意気込みとその改革努力に命運がかかっているということなんだと思います。

今日お越しいただいた方々は、地方議会改革のたいへん先進的な取り組みをされている議会、議長さん方ですのでその点からお話をいただきます。まず「議会改革」についてお話しください。最初に、神奈川県で「県民満足度日本一の県議会へ」をキャッチフレーズにされた神奈川県議会議長の松田良昭議長さんからお願いします。

松田良昭神奈川県議会議長

神奈川県議会議長の松田良昭でございます。今日、実はカンボジアから帰ってきました。朝着いて、台風直撃で遅れて飛行機が関空に行くという情報があったのかなと思いましたが、間に合いました。私はちょうど神奈川県議会第100代議

長であります。神奈川県議会は1879年、ちょうど早稲田大学の3年前に神奈川県議会は創立しているということになるわけですが、その中で議長さんたちの系譜をいろいろ調べたんですが、すごいんですね。衆院議長になった人、内務大臣になった人、毎日新聞をつくるために努力した人、塩田をつくる人、自由民権運動をした人など、いろいろな人がいて、あらゆる場面で関わっている姿が見えました。

今日は闘う議長というシンポジウムということで、負けないように私もお話させていただきますが、神奈川県議会は今何をやっているか、どんなことをしてきたかについて話をさせていただきます。皆さま方のお手元に議会改革の取り組みということで主な政策云々という資料がお配りされたと思います。大きく分けて、「徹底した議会改革の推進」「開かれた議会づくり」という二つの項目にさせていただきました。

一つは、その議会改革の必要性ですが、地方分権改革推進委員の中で首長経験者の方から「地方議会はほとんど八百長か学芸会」という発言がありましたね。これは怒りを覚えないかならんのですよ。それは、首長からそういう風に見られているということです。さらに、その言葉がさも当然だみたいな感じで、マスコミから流れている。これは、議会人は徹底的に怒らないといけないし、神奈川県議会はそんなことないんだという強い憤りをもっています。しかしながら、議会と執行部は車の両輪と例えられますが、片や神奈川県議会の一般会計の予算でいうと0.2%です。99.8対0.2で、どんな車輪が走っていくんですか。こんな自転車あったらぶっ倒れちゃいますよ。こういう所が今、議会がピンチなんです。ピンチだから逆にチャンスにしていけばいい。よくいわれる言葉ですが、そういう意気込みで取り組んできています。

とくに、議事機関として議会の地位の確立です。首長との新たな抑制均衡関係。ここが大事だと思っています。その実現のためには、議会運営や議会組織を自主的に構築することも当然なんです。改革するのはなぜ強いかということです。改革の結果、県民満足度日本一の議会をつくるのが目的であって、改革は目的ではない。最終的に、県民満足度日本一になった議事を県民に認識していただくこと、それを神奈川県議会が目指そうじゃないかということが我々の議会改革への姿勢です。具体にお話しますと、徹底した議会改革の推進などでは、議会局です。議会職員を我々の政策調査課の中に政策調整班で各会派にそれぞれ配置して一緒になって条例制定をしていく動きです。つまり、議会局を強くすること。また、開かれた議会ですから当然でありますけれど、広報委員会も多額なお金がかかっていますので、マスメディアの人たちと相談しながらこちらからいろいろなものを発信させていただくことも重要視しています。

片木先生

ありがとうございました。議長マニフェストのことも書いてありますがこれは後ほどご報告をいただけたと思います。県民満足度日本一を目指すという具体的な目標を設定して、議会改革に取り組んでおられるというお話でした。それでは続きまして日本で初めて議員

提案による自治基本条例を制定されました、長野県飯田市議会の上澤義一議長さんにお話しします。

上澤義一飯田市(長野県)議会議長

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、長野県飯田市の上澤義一と申します。私どもの長野県の飯田市は長野県の中でも南端に位置しまして中央アルプスと南アルプス、天竜川が流れている地点にあります。今日ははるばるやってまいりました。私どもの住んでいる飯田市は、文化圏・経済圏は、東海圏名古屋に近い。中央道自動沿いを使うと約一時間半で名古屋の中心街に行きますが、長野県庁まで2時間半かかります。そういった位置にあるわけです。それで、道州制では盛んに11ブロック・13ブロック・9ブロックの議論がされて私たちは北関東地域ということなんですが、地方分権ってこんなことではないんだろうかという素朴な気持ちがあります。

そんななか、私たちが平成14年から取り組んでまいりました議会改革の一環として、自治基本条例のお話をいたします。最初に平成14年度に「議会在り方研究会」を設立いたしました。これは地方分権が進んでいくなかで、今までの議会ではよかったんだろうかという観点から研究会を立ち上げて、すべて超党派でやっております。私どもは会派制をしいているので5つの会派から全員に出てもらって今の議会をチェックしながらどう改革を進めていくかと議論してまいりました。民意をいかに汲み上げていくのか。政策立案の為に何をなすべきか。議会審議をいかに改革していくか。市民に開かれた議会にするにはどうしたらいいのか。こういった観点を主体に行いました。その結果、この一年間だけの活動で実現めいたものをあげさせていただきます。

まずは議員図書館がなかったのでつくっていただくことになりました。それから、議会議案を策定するための委員会をつくらうということでの、「議会議案検討委員会」の立ち上げ。議会の審議の過程をどうやって市民の皆さんに知ってもらうか、質問席の方式を対面方式に変えさせていただきました、質問席も設けさせてもらって、今まで一括質問・一括回答だったのが、一問一答方式もできるようになりました。さらに、議会のHPも開設してインターネット検索会議録もやるようになりました。本会議の議会中継が終わった後、録画で夜間にもやっていただくということで、傍聴に来なくても議会のことがわかるようにもしました。そのような改革を実現することができました。

さらに活動していくなかで、行政のあり方や市民との関わりに関するルールを明確にする必要があるんじゃないかということで自治基本条例の作成に入っていく訳です。議会議案検討委員会を設置して検討していくなかで、これを進めるためには議会も市民も行政も一緒になってやらなければつくっても何にもならないんじゃないかということから、議会も当然入りました。公募委員も含めて、「わがまちの“憲法”を考える市民会議」というのを設立しました。議会にはそういった権限はないといういわれ方もしましたが、私たちはこれがなければ何も意味がないということで市民会議を立ち上げました。無報酬でやって

いただきましたから、平日の夜間が多く十数回に渡って何回もやりました。そのなかで、素案を答申いただきました。それをもとに議会議案検討委員から自治基本条例の特別委員会を立ち上げました。2回に渡って、私ども市内に20地区ありますので、その地区をすべて議会による議員活動として議員が会場設定から説明から全部行いました。アンケートをとったり、説明会の中で出された意見をもとにパブリックコメントも実施しまして、いかに民意をくみ上げるかを中心に行いました。

その結果、平成18年9月議会において全会一致で本会議で承認を得られまして、今年4月1日から施行となっております。今は、議会議案検討委員会が残っておりますので、例えば今後ポイ捨て条例だとか身近な問題から私たち議会がつくっていくこうという動きにつながっています。また、市民の役割、行政の役割、責務その他もろもろも明確にして、これから具体的な活動に入っていくという状況です。

片木先生

ありがとうございました。北川先生からもありましたが、自治基本条例は市の憲法である。したがって、世間では執行部提案で基本条例がつくられることが多いんだけど、むしろ執行部を縛るのが憲法であるわけだから議会がつくっていく飯田市の姿が本来の姿という趣旨のお話がありました。その辺についてはご議論の展開はあったのでしょうか。

上澤議長

もともとスタートは議会の在り方研究会でやったのですが、それから議員の改選がありました。行政の長も変わって、継続してやっているのは議会ということになりました。ただ、整合性を取るために市長の役割・責務を明確に謡われますから、そのときは整合性を取るためにある程度の説明をして逆に向こう側からチェックをしてもらいました。

片木先生

十分執行部とも整合性をつけるために努力をされて、市議会主導で市民の意見を反映して作成したということですね。今回つくられた基本条例の特徴的な中身について少しご説明いただけますか。

上澤議長

市民の立場についての役割・責務、議会の役割・責務、市長行政側の役割・責務、議会事務局の役割・責務と、同じような形で中身を定めました。ただ具体的に規則的に踏み込むということまではやっていません。なぜかといいますと、私どもの地方議会には規則の制定権というのが明確になってない。せめて自治基本条例のなかにそういうふうに細かく謡い込めば、規則に変わることができるだろうという観点でつくりました。強制的な、明確な数字とかはありませんが、市民の皆さんにわかってもらえる、誰もが守っていただける内容となっております。

片木先生

ありがとうございました。飯田市といえば、従来から地域コミュニティに重心をおいて全国的にも取り組みが非常に有名であります。とくに今回の平成の大合併が一区切りついて、新しい合併法ができた中に地域自治区、合併特例区の制度も設けられて、私どもも非常に期待していたんです。ですが、全国的にはまだあまり取り組みが進んでいないということもあります。今回、飯田市では基本条例にその辺の配慮はされていますか。

上澤議長

はい。私どもは、公民館活動というのが非常に長くて、公民館活動によって地域コミュニティがなされたこともありました。ですから、そこら辺は大切にしたい。と同時に、新しい世代の中でなかなか地域に溶け込んでいただけない人もいます。ゴミの処理などでも一体感が生まれにくいということもありますし、自治会の未加入者も非常に多くなっています。多いところだと25%・30%近くの人たちが地域のコミュニティに入っていないんです。そういったことも含めて、地域コミュニティを大切にしようといった責務的なことにさせていただいております。

片木先生

はい、ありがとうございました。それでは次に、全国初の議会基本条例を制定された北海道栗山町議会の橋場利勝議長さんにお話いただきたいと思います。

橋場利勝栗山町(北海道)議長

栗山町議長の橋場でございます。実は昨年5月に、議会基本条例を制定させていただきました。ちょうど今、1年5ヶ月を過ぎますが、全国から1900人、200団体以上の皆さまが議会に視察に来られています。申し込みのあった3分の2は日程が合わなくてお断りをいたしている訳ですが、3分の1の方には来ていただきました。私どもびっくりしているわけです。全国の議会の皆さんが議会改革について大きな関心をもっているという表れではないかと思っております。

私どもの議会基本条例には、大きな特徴が二つあると思っています。一つは、平成13年から議会改革を進めてまいりまして4年半に及びます。その期間に実践してきたことをこの条例に定めることができました。ですから、条例の8割以上は今まで実践してきた中身です。もう一つは、二元代表制を強く意識しております。とくに町長、議会はお互いに異なる特性をもっていると思います。ただ、相対立するという関係じゃなくて共に競い合う関係にあると思っています。互いに競い合っていれば、その町にとって一番よい意思決定ができる。今日まで、5つの提案された議案に対して私どもは修正可決をしております。

それから大事なことは住民参加、開かれた議会を目指しております。地方自治法にはありませんが、「一般会議」というものをこの条例の中に制定いたしました。「議会報告会」というのも一年に一度、住民に対して説明責任を果たす上で行ってあります。一般会議とい

うのは、数限りません。私どもの方から住民に求める、あるいは住民の方から求められてですね、それぞれ決められた課題について、いろいろと意見を交換する。こういうことで、住民に対して常に対話の機会を保証する形になっております。

それからですね、主なものを申し上げますと、もちろん議会、一般質問につきましては、一問一答式を掲げておりますけれども、町長に対して、あるいは町長部局に対して、「反問権」を認めました。議会は言論の場でありますので、お互いに議論を戦わす、これがやはり極めて大事なことではないのかと考えたからです。

それと私どもは今回、議会としての議決事項の5つを追加いたしました。長期計画になりますけれども、一つは、ちょうど来年度から町の新たな総合計画の策定が始まります。当然、これについては基本構想が議決事項になっていますが、私どもは総合計画そのものを議決事項にいたしました。長期計画を議決事項にするということについては、やはりそれぞれ議会に責任があります。今、町側から示されている策定案件につきまして議会でもいろいろと議論し、先日私どもも議会も、修正案になると思いますが、議会案を取りまとめました。実は、町民から選ばれた審議委員の皆さまと私どもが一般会議という形で議場でお互いに意見交換をしました。総合計画というのは、どちらかという今まで、総合的な感じのものが多かったのですが、やはり計画である以上、計画に従って行政の運営をすべきだということで、非常にシビアな面で、契約に基づいて実際に行政を行っていく形でなければならないということで、審議委員の皆さまと意見交換をしました。審議委員の皆さまも私どもと同じ考えでした。最終的にはまだ、町側から提案されておませんが、町側と審議委員の皆さまと議会が一致した中で提案されれば、修正することなく計画ができるかなと思っております。

それと一つ付け加えておきたいのは、私どもの町民の目線から見て、私どものこの改革は「こんなことは当たり前のことでしょう」といわれます。たまたま、その当たり前のことが議会としてなかなかできない。ですから、私どもは、当たり前のことを当たり前のようにこれからしていくことが議会の務めではないのかと感じております。

片木先生

はい。ありがとうございました。今、反問権の話が出ましたけれども、あるいは一問一答の話、私も高知県議会で大分やられたことがあります（笑）。多くの議会ですと、大体財政課の職員とかが議員さんのところに行って「どんな質問をするんですか」と聞きに来る。それも通して一問一答ではないから、事前にキャッチしてこのくらいかということで紙に書いて読むと、なかには議員さんが「お前ちょっと書いてくれよ」というのもいるんですね。質問までつくって戻ってくるという職員もいる、そういう状態ですが。だから、議会の活性化のためには一問一答というのは非常にきつい。受けるほうもきついんですけど、聞きますと議員さんも非常にきついということです。今の話で、一問一答をやったり、町長のほうから反問されるとなかなか大変だと思うんですが、実例ではどうですか。

橋場議長

昨年の5月の臨時会で制定いたしました、6月の定例会で早速、町長と教育長から反問権を行使されました。極端なものではなくてどちらかといえば総花的な質問でしたから、質問せいという形の反問だったんですが。反問権を与えることによって、聞いている側も議論が非常に中身がわかりやすくなりますね。そういう面では非常によかったと思っております。

片木先生

なるほど、住民にわかりやすくなるということですか。

橋場議長

住民にわかりやすくなりますし、やはり、まあ最初だったから質問した人も多少戸惑ったと思いますが、議員の資質をあげるためには反問があって当然だと思います。そこまでしっかり調査して質問すべきだと、私は考えています。

片木先生

それから総合計画も議決事項に加えられたと、これも非常に革命的な、従来のことから考えますと市長がするんじゃないかと、町長がつくるんじゃないかというものだったんだろうと思います。そうなりますと、政策の中身について議員さんが非常に勉強して突っ込まないものになりませんか。責任もありますし。議員さん方の勉強はどんなものでしょうか。

橋場議長

はい。実は、私どもは、議員は監視機能をもっているといわれますが、単なる予算と決算だけ見たって私は監視機能は発揮できないと思っています。そこで、三期続けて私の町では、予算の中長期財政計画もすべて町側から示していただいて、今のサービスを続けているとどれだけ財政が少なくなっていくか、少なくなった部分をしっかりと手当てしていくと、いわゆる行財政の関係になりますが、そこをしっかりと町側に示していただいております。

私どもも提案するんです。ですから、どちらかという、総合計画においても町側はまだちょっとバラ色なんです。私どもは、財政を見ておりますから、むしろあれやれこれやれといいません。総合計画において、しっかりと町民に今の私どもの置かれている状況を知らせていきたいという、議会としての思いもあります。

片木先生

わかりました。ありがとうございました。そうしますと、町長さんはもうタジタジという状況ですね。町長部局の基本条例というものは、制定されていないんですか。議会基本条

例はありますけど。

橋場議長

今ですね、私どもの町長の自治基本条例、これはおそらく総合計画が終了してからつくりたいとっておりますが「私は議会に任せれば議会はつくりますよ」としております(笑)。でも、できれば、住民と議会と町が一体となって、長野県飯田市のようにつくれたなという思いがあります。

片木先生

ありがとうございました。続いて、非常に多くの取り組みをされておられます北海道福島町です。議会と議員の評価制度、夜間に議会を開く、選挙は平日投票にするなど、さまざまな議会改革に取り組んでおられます、北海道福島町議会の溝部幸基議長さんにお伺いいたします。

溝部幸基福島町(北海道)議長

ご紹介いただきました、北海道福島町から来ました溝部です。宜しくお願ひします。北海道の福島は、2・3日前から雪虫が飛び始めました、あと一週間か10日くらいで初雪かなと思っております。都の西北、早稲田のキャンパスに初めて来ることができました。感激しております。私は早稲田ラグビーのファンで、古くは宿沢、益子、堀越そして、清宮、今のフルバックは五郎丸選手。昔は1月10日成人式に帰ってテレビを楽しみに見ていた記憶がございます。もう一つは、瀬古利彦さんの駅伝、最近は少し弱すぎますけども、それでも駅伝を見ますと早稲田を応援しております。

先ほど北川先生のお話を聞きまして何もいうことはないと思いますし、お三方のお話を聞いても専門の皆さんですのでそれでいいのではないかなという思いもしています(会場笑)。ただ、北川先生が最後に理論はなくても壁にぶつかりながら頑張っているところもあるという話で、たぶんそれは福島町のことかなという思いをしながら話を整理してしました。今回のテーマ、闘う議長ということで、自分は誰と闘っているのかなと案内をもらってしばらく考えていました(会場笑)。

たぶん期待は、国とか北海道庁ということだと思っておりますが、そういった闘うという意識が全くなく、いろんなことに取り組んだつもりでおります。行政と闘う、町民と闘うということではなく、自分自身との闘いだっただけではないかなという思いです。私が初めて議員になったのは昭和50年です。その頃の議会は、まさしく職員の人事介入、あるいは公共事業への介入、口利き、斡旋、そういったことが議員の特権、重要な役割であるみたいな認識が私どもだけでなく多くの地方議会にあったと思います。昼食代も会議が終わった後の宴会費用も食料費や交際費での対応でしたし、ひどいときは二次会、三次会の請求が後で議会事務局に来るという状態でした。

そういった中で少しずつ変えていこうという動きをしながら来たわけですが、平成11年に議長になりまして、私は三つの視点で改革に取り組んでまいりました。細かい部分は資料やHPに時系列に整理して掲載しておりますので見ていただければと思います。第一は、二元代表制としての議会の役割はなんなのだと、議会の主役は議員であるという自覚をしっかりとたなければ、ともすれば行政に依存し行政の追認の位置ということに甘んじているのではないかと、そこを改革するという視点であります。第二は、私ども議員は4年に1回住民の皆さんの審判を受けるわけですから、住民の視点にたった改革はどうか、まだまだ私どもが考える以上に議会の内容や行政の内容は理解されていないというふうに捉える改革の視点です。第三は、地方分権、三位一体の改革、市町村合併と、どんどん日本は大きく変わろうという形になっている。その中で保守的な議会も変わっていかなければならないという視点です。全国の先進事例を参考にしながら、気がついたことから、できることからを合言葉にしながら一つずつ改革を積み重ねてきました。

項目的にはいくつかあります。例えば、行政の諮問機関から法的に規制されているもの以外は議員を出さないということも早い段階からやってきましたし、議案の提案の調整というような形の議員協議会は基本的に開催をしないということにしました。議員協議会を開催する場合は本会議場でビデオを入れ、傍聴者にも議員と同じような資料を配布して、そこで協議をするという形に変えました。対住民という視点では、傍聴を取り締まる規則から傍聴を歓迎する規則に改正をいたしました。ビデオや写真を認め、あるいは小さい子供でもお母さんと一緒に見ることを認める。最初から歓迎をするという形、これは本会議も委員会もそうしております。現行法の中で、できるかぎりの改革を少しずつしていきたいということです。「議会・議員の評価」制度も取り入れました。まだまだ未熟ですが、少しずつ改善を加えながら頑張っているということです。

対行政という中で大きなブレーキ、暴走にブレーキをかけたという点では、公共下水道の取り組みに議会は「NO」という結論を出し、130億の全体費用をストップさせました。それから町が直営する100人規模の温泉ホテル構想にも議会は「NO」といいました。最近では、今年に入って電算システムの更新が盛んに行われておりますが、既存の業者だけでなく、北海道町村会が推薦する業者と特別委員会の中でプレゼンテーションを初めて実施しました。結果的には、10年間で4千万円の経費節減になりました。データの移行が3千万から4千万円かかるという中では、既存業者が継続して契約するという結果になりましたけれども、議会が真剣に取り組んだ結果、経費節減になりました。8月には議会議員選挙があったのですが、議会からの提案で平日投票も取り入れました。今は期日前投票が進んで、従前の不在者投票から見ますと非常に簡単にできるようになりました。5日間の選挙期間に土日をはさみ、都合が悪い方は期日前投票をしていただくということです。当初100万円くらいの人件費の節減ということでしたが、最終的には160万円の節減になりました。そのように、いろんなことに壁にぶつかりながら取り組んでおります。詳しくは、HPや資料を見ていただければと思います。

片木先生

ありがとうございました。非常に広範な取り組みで感心しておりますが、溝部議長さんがリーダーシップをもって全部改革されたのですか。どういう展開で至っているのでしょうか。

溝部議長

議会という組織を変えるのは、非常に大きなエネルギーが必要です。挑戦しながらも、実現できないまま推移していることが多いのだと思います。ただ、組織を変えるのは大変難しいと思いますが、自分自身を変えることはできるだろうということです。議員の中で特に議長がリーダーシップをとることが大事ですし、議長には権限もありますから、役割は非常に大きなものがあります。私どものところにも、全国の議長会等々視察に来られるのですが、必ずその辺をお話して、議長が頑張ればなんとか改革が進みますよとお話しております。

片木先生

ほかのメンバーの議員の方々の反応はどうか。住民の方の反応はどうか。

溝部議長

改革そのものは平成11年から本格的にやっていて多くはおそらく私からの諮問ということになっていると思いますが、議会運営委員会を中心に進めています。例えば、議員定数は改正をして10～12人にいたしました。議員報酬については、10人の現行報酬の総額を12人で割り返してやるというふうにして、一議員あたり13万1千円と大幅に削減いたしました。財政状況が厳しい中で、そのような対応をしたわけです。あるいは、費用弁償の町内の部分は廃止をする。そういった議論を議会運営委員会で結論出すまでに12回、それだけでないですが、やりました。最終的に議員協議会の中で決めるのですが、今回は5回協議会でもやりました。まったく改革そのものに反対な人もいますし、町長選挙、議長選挙の影響もあります。まったく最初からすべて反対という人もいます。議会・議員の評価もありますが、評価をするにはそれだけ活動してないとだめなのですが、まったく書きようのない議員がいるのも実態だと思います。住民については、いろんな決断する段階で住民と懇談会を開催して議会としての説明をしてきました。合併が破綻になって自立の道を歩むという段階でも議会主導の説明会を実施しております。今回の大幅な改正についても、住民の皆さんに説明をしました。なかなかよくわからないということですが、少しは議会もやっているのではないかな、という状況ではないでしょうか。いろんな意見があります。

片木先生

ありがとうございました。自らが変われば、人も変わるという信念でやっていると理解いたしました。ここで少し変わらして、今回のテーマは、地域自立とマニフェストでして、マニフェストが中心なわけでございます。日本で最も先進的な取り組みをご紹介します

ただいたわけですが、議会改革にマニフェストをいかに組み込んでいくか、活かしていくことが今後の大きな課題の一つではないかと思えます。そこで、今年5月の神奈川県議会議長選で議長マニフェストを掲げて当選された、松田議長さんにお話いただきます。

松田議長

実は、マニフェストは嫌いでした。マニフェストというのは我々にとっては鬼門でした。というのは、5年前の神奈川県知事選に初めて松沢成文知事が神奈川県にマニフェストを持ち込んだとき、わが党の候補者が惨敗したからです。そこがスタートで、今年4月の知事選でも負けたわけです。そういったマニフェストについての意識があって、今の神奈川県議会でも全員がマニフェストに対して「そうだ！」といているのではありません。

私のマニフェストと称する3つの挑戦にも、実際にはマニフェストという言葉はありません。ただ、3つの挑戦の下に3つの約束があり、さらに点がついて12個の個別のものがあり、ここからだんだんマニフェストに近くなります。そこから具体的な話をして、56の具体事業があります。進行管理表・工程表をつくって進めていまして、目標年次・進行状況が3つから導かれるようになっていきます。もう一つ打ち明け話をしますと、実は私は、議長にならずに議会改革をやるのが目標でした。議長になると、これまでの慣例では議会改革はできなかつたんです。議長になると、周りに「ばかになれよ」「静かにしてろよ」とされるのが神奈川県議会の伝統でした。これを打ち破ることも私の目標でした。ときの流れで議長に推されたところで、会派の方々にお約束をして議長公約を出させていただきました。そこで、わかりやすく3つの部門に絞ったのが、「開かれた議会づくり」「神奈川県議会基本条例の制定」「議会局の強化」です。私は議長の権限は、この3つに集約されると思っていまして、この3つで闘っていこうと姿勢を示したつもりです。議員の方々にこうやっていこうというと、本会議のやり方、調査のあり方、など大体当てはまります。次の56になると、議会局と一緒にやってやらなくてはならなくなります。

さて、多選禁止条例がこの度通りました。驚いたことに、カンボジアでもあのニュース流れていたようです。NHKニュースだったようですが、全国初ということで大きな報道がなされました。実は、私どもは、あれはマニフェストだと思っているんです。この多選禁止条例は、松沢成文県議会議員（当時、現神奈川県知事）が17年前に提出したんです。私は、同期だからよく知っています。そして、県知事になって1年前に多選禁止条例を出されましたが、そのときは憲法違反だといって議会は否決しました。そして、また次に出されましたがダメでした。つまり、1年半、我々は議論しているんです。9月定例会に急に議論が出てきたわけではなく、それだけの歴史をもって我々は研究してきたということです。そして、状況は変わりました。総務省で憲法違反でないという委員会の意見が出ました。私どもは、地方のことは地方で決めるべきだという観点に立っていて、そこは揺るぎません。多選禁止条例は、多選禁止条例を掲げた候補者が当選しているということからも、民意は多選禁止にあると神奈川県議員は思っています。ですが、それにぱっと乗るわけにもいかなかったんです。継続にしておいた方がいいという意見もあり、でも継続にして

いたからといってどんな状況が変わるかといえば何も変化がない。ならば今結論を出そうということになったんです。そして、結論を出す中で、私は自民党でありますから政府与党につながるものとしてフライングするわけにはいかない。うちの県連会長が前の総務大臣でしたから、ご相談しながら進めました。私は、時間的制限をかけようと修正案を提案しました。法律が通った後、この条例は施行できるという形にさせていただいたわけです。こういう形の修正案は初めてで、我々も一つ勉強させていただいたということです。マニフェストという観点、私が提唱させていただいた3つのことだけでも、さまざまな化学変化が起こって、各議員からのマニフェスト的なまたはビジョンが様々あがってきている。これがマニフェスト効果かなと思っています。

片木先生

余談ですが、多選禁止条例は、秋田県の寺田知事が非常に早い時点で提唱されていて、そのときに私は自治省の選挙部長だったものですから「お前がとめたんじゃないか！」と先ほど知事にいわれましたが、時代が違います（笑）。寺田知事も非常に強力に推進をいわれていましたが、法律と条例の上下関係が絡んでいるわけです。松田議長に質問ですが、政策を実現していく、しかも議会主導でやっていく、マニフェスト的な中身としてメリット・デメリット、執行部との関係についてどうお考えですか。

松田議長

議会基本条例の制定を2番目にあげていますが、実は、神奈川県という中二階の存在です。基礎自治体とは違います。神奈川は889万人。その中に政令都市が3つになるわけで、いったい県は何をやっていくのかということなんです。そこで、県議会基本条例の中で、県の形を明らかにしていくというのが私の一つのテーゼなんです。中二階といわれる都道府県がどういう役割をしていくのか。将来、道州制に導かれていくのにしても、神奈川県はそういう主張をしていくべきだと思います。だからまずは、政策的というよりは形を見せないで。機関委任事務の流れで政策的な議論がされていますが、広域自治体というのはそうではないと思います。議会が自分の県の形を示す。そこからの作業が必要だと思います。

片木先生

ありがとうございました。壮大なことも描きながら進められているというお話で理解いたしました。もう一方、議長マニフェストそのものでないかもしれませんが、その辺の取り組みを進めていらっしゃる溝部議長さん。何か、議長選の前にそういう場を設けられたと聞きましたが。

溝部議長

平成15年の選挙の段階から始めていますが、マニフェストというには値しない内容と思いますが、従前のはがき対応を申し合わせでやめて、全員の立候補者の考え方が示される選挙公報の形をとりました。私は、議長の考え方を情報発信するというので、毎年、町

の公報の新年号に、町長と合わせて議長の年頭所感をそれぞれ1ページ掲載しています。また、平成17年から議長も定例会の開会できちっと挨拶をしています。国や関係団体の動き、議会改革の流れ、課題、行政側への提案を含めて、議員や町民に情報を発信する形をとっています。今回の議長選挙は、議長と副議長は立候補制ではないですから、議長と副議長を志す者が所信表明をするために、本会議を休憩して議員協議会の形にして所信を述べることを初めて実施しました。

私は所信表明で、わかりやすく町民が参加できる議会、行政や議員としっかり討議できる議会、そして、町民と討議をする場を議会側から示してやるということが大事であり、それらを踏まえて、町民が実感できる政策的な提案をする議会になっていかなければならないと訴えました。具体的には、議会運営委員会で検討をし、常任委員会については、今回は定数が減っていますので二常任委員会となっていて6人ずつになっていますが、委員外議員の制度をきちんと位置づけしようと試行段階の形をとっています。

従来、住民懇談会は非公式の形でやっているのですが、自治法の改正で、常任委員会の所属は一つでなくてもよいということになりましたので、従来の公報と合わせて公報公聴の常任委員会としてきちっと活動を位置づけしてスタートしようと進めています。一般質問の時間制限の撤廃、あるいは、自治法の改正で定例会の開催は条例で決めるとなっていますから、それを逆手に取る形で、通年議会制度、全国町村議長会からの提言というのもありますので、その辺も検討しています。私たちの町は5600人で、残念ながらまだ過疎が進む状況が続いておりますから合併も視野に入れていかなければなりません。現時点で過疎の中で自立するという状況での議会の在り様として、会期で制限される議会活動を通年議会ということで幅を広げることができるだろうと。国会では質問主意書を会期中で対応しておりますが、今の形では会期に制約されます、通年議会の形をとると、1年間対応できる事になります。全国町村議長会では文書質問ということも検討に値すると提言をしていますから、それらも入れながら、この動きの激しい社会情勢の中では定例会だけで質問するだけでなく、常にできますよという、そういうことを含めて改革を進めていきたいと思っております。町の方へまちづくり基本条例を何度も提案しまして、今年ようやくスタートしました。最終的には平成21年度からまちづくり基本条例と一緒に議会基本条例が施行できるように進めていきたいと思っております。

片木先生

なるほど、ありがとうございました。手続き的な質問になりますが、所信表明でマンIFEST的なものを出された効果、目に見えたものはありますか。

溝部議長

まだ、どこで出るのか、これからだと思っております。ただ、今までよりは、議長の考え方ははっきりと議員・行政・傍聴者の前でいえます。所信表明はHPにも入れていきますから、住民も見られます。約束という部分では、議員に対する議長の考え方をしっかり見せ

て、方向性が認められたということになりますから、基本的にはその方向性に従っていくということで改革も拍車がかかるという期待があります。

片木先生

わかりました。ありがとうございました。松田議長も、昔は議長はおとなしくしていた、改革に手は出すなどされていたということで、改革をするために議長になったといわれてきました。さて、時間もなくなってまいりましたのでそろそろ、議長さんにおまとめいただきたいと思います。これから第2期分権改革が始まり、地方議会の活性化が課題であるということです。二元代表制ですから、首長の執行部に対して、いかに存在感をもっていか問われます。そのような中で、今後、どのようにされていかれるのかも含めましてお話しください。

上澤議長

二元代表制について議長としてお話しましたが、自治基本条例の制定については、市長部局からも、法制担当の兼務辞令も出していただくことができましたが、議会の事務局を見ても、一地方であってもこれから私たちが市民の立場に立った立法をしていく場合にそういったことが今の議会の陣容ではできにくい。私たち個人的な素人がやってもなかなか難しいんじゃないか。そういった形で今回協力いただけてきたんですが、これからまだまだ議会として取り組みたいという声が出ております。ただ、立法していく場合に今回の自治基本条例では、市議会の規則の制定権が与えられていないふうに思っています。その場合に、条例案は立法することはできますが、すべて条例の中に入れなくてはならない。条例を制定して、細部については規則によるといったようなことはできにくいので、これから議会として条例案を制定していくためにも、そういった制約をなくしてもらいたいと思っております。

溝部議長

平成17年8月の日経新聞に「地方議会を問う」という記事がありました。「2009年に裁判員制度が執行される。くじで指名された一般市民が、被告を無罪か死刑かまで決定することになる。地方議員がくじで選ばれても不思議ではない。現在の議会に比べて質が劣化するとは考えられない」という記事が出たのですね。北川先生のお話にもあった通り、「地方分権に対応できる能力が地方議会にはあるのか」ということでなくて「ない」というところまで言われているわけです。

一方、行政側には、総合開発審議会、自立への検討委員会等の諮問機関があります。プラスアルファで、全国的には住民投票条例、合併したところで無償ボランティアの地域協議会、あるいは重要な課題についてのパブリックコメントを住民に求めていくという行政側の動きがあるわけです。今、おかれている地方議員の定数・報酬をどんどん削減しよう、極端に言えば、議会不要論を肯定する動きであると思うわけです。地方政府を目指すという自由と責任、あるいは自立と連携というものを、今度は自らの責任において判断しな

いという状況の中で、はたして今の地方議会、他はどうかわかりませんが、私たちの議会が耐えていけるのかといたら、胸を張って任してくださいとはならないわけです。

行政の政策の立案、決定、執行、監視、すべての部分に議会がどんどん関わりをもっていく、極端にいたら議会が行政を取り込むくらい、それくらいの気概をもっていかなければ、現状の打開はできない厳しい状況にあると思います。議長として、自分が何をしたいのか、議会がどのように変わっていかなければならないのか、これを議員へ、行政へ、町民へきちっと情報発信をしなければならぬと思っています。そういう方向で頑張っていきたいと思っております。

橋場議長

長野県飯田市の議長さんからお話ありましたように、それぞれ議員をサポートする事務局体制の充実が非常に大切だと思っています。しかしながら、地方の議会は事務局を動員する状況にないのが事実です。ですから、例えば、法的な環境は町側の職員にもしていただく、そういった体制を早くつくっていきたい。こういう厳しい時代でありますから、議員定数をこの春の選挙でも5人減らしました。ですが、減らすだけでは議会の資源はだんだん小さくなっていくわけです。それだけに住民との対話の機会が非常に必要になってくると考えています。

私どもも住民との対話で最初不安でありましたが、いざ対話を始めて見ますと住民の皆さんの理解度を十分感じることができました。行政側もやっていますが、住民は議会に対しての理解はむしろ大きいなと実感いたしました。ぜひこれからも、住民に対しての議会としての説明責任を果たしていけないといけないと思います。やはり住民の視線に触れることで議会の資質も評価されているわけですから、さらに上がる、そんなふうを考えております。

松田議長

議長の役割ですが、先ほどの3つの挑戦が私の役割だと思っています。開かれた県議会づくりですが、私は、住民代表の顔だと思っています。神奈川県議会基本条例の制定を目指したのは、県議会議員107人いるのですが、そのトップリーダー、契約としての機運をもたないといけないと思っております。これはつらいことですが、やります。そしてもう一つは議会局の強化、これは議会局職員の決済をするという経営者としての強化です。顔の機能、トップリーダー、経営者、この3つの顔を議会の長はもつべきだと思っています。

そして、議会が劣化していることではありますが、今年は地方自治制定60年。首長が公選で選ばれて60年。県議会は歴史的には128年です。もちろん制限選挙であり、今の地方自治とは違いますが。住民の代表は議会であるという強靭さをもたないといけない。その意識を、プライドをもちながらやっていく。その基本がなければ議員なんてやってられないよ、議員は減ってっちゃうよ、質も落ちるよ、そんなことが平氣にいわれてしまい

ます。これは非常におかしな話でありまして、そのためにも議員の身分を明確にしなくてはなりません。ですから、非常勤なんてことに甘んじてはならないと思っております。それらを踏まえて、闘う議長として、歴史的なもの、既成概念、時代の潮流、様々なものと戦っていかなければと思っています。真の二元代表制の獲得するためには国とも闘わなければならない。そういう自分自身のプライドをもたなければと思いました。

片木先生

ありがとうございました。二元代表制の問題から発展しまして論議を進展させますと、住民の問題が出てきます。ルソーが社会契約論の中で、イギリスの国民は自由だと思っているけれど、それは選挙のときだけだと、選挙が終われば奴隷になるという有名なことで人民主権をいったわけです。代表民主制、これは今、直接民主制の攻撃を受けてさらされている状況だと思います。執行部、議会、住民の方からも迫られている。この中で議会がこの競争に打ち勝っていくか浮かび上がっているように思いました。